

児童養護施設等での発達障がい児自立支援事業

事業概要

児童養護施設等においては、在宅での生活が困難になった要保護児童が集団生活をしており、発達障がいを抱えた児童も多く在籍している。発達障がい児が施設での安定した生活を送れる環境をつくとともに、自立するために必要な「社会に適応できるソーシャルスキル」を獲得するための専門的支援を行う。

【 取 組 状 況 】

● 対象施設

大阪市市管の児童養護施設	11 施設（新規 1 施設あり）
情緒障がい児短期治療施設	2 施設
児童自立支援施設	1 施設

● 対象児童

施設在籍児童のうち、発達障がい（疑い含む）がある児童

● 実績

平成 25 年度	10 施設、107 名
平成 26 年度	11 施設、189 名

● 実施内容

外部の臨床心理士等を発達障がい児自立支援専門員として指定し、施設職員へ児童の発達状況に応じた認知・コミュニケーション等に関する指導を実施し、対象児童への訓練等を行う。また、施設職員とケースごとに指導・訓練の効果を検証し、支援計画を検討する。

施設職員は支援計画を踏まえ、発達障がい児自立支援専門員の指導、助言のもと、日常の養育の中において、対象児童に対し、支援を実施する。

● 具体的な実施内容

- ・対象児童の課題を踏まえ、社会生活を送る上で必要な技術や能力を身につけるトレーニング（ソーシャルスキルトレーニング）を実施
- ・生活場面における掃除、整理整頓などの自立のためのトレーニングプログラムを設け、様々な経験を通して自信等を育成する
- ・幼児期に集団の中で自分の感情を言葉で表現し、対人関係や問題を解決する能力と怒りや衝動をコントロールするためのレッスンを実施
- ・通所等によるカウンセリング